

總務課
恩給局長

官內府官房庶務課長

賞勳局庶務課長

俘虜情報局從政課長

經濟安定本部官房庶務課長

物價廳第一部總務課長

行政調查部總務課長

建設院官房庶務課長

新聞出版割当事務局長

特別調查廳庶務課長

賠償廳庶務課長

連絡調整中央事務局次長

統計委員會事務局長

各

郵局

公正取引委員會事務局總務課長
中央行政監察委員會事務局長

行政軍需委員會事務局長

臨時人事委員會事務局長

中央災害救助対策協議會事務局長

全國選舉管理委員會事務局長

地方政委員會事務局長

財政機關保役員審査委員會事務局長

財政機關保役員審査委員會事務局長

國家地方檢察本部

自動車用石油製品の適正使用方

標記の件 につき運輸省陸運並理局長から別紙

の通り申報があつたが、玆より御観意願下さい

支那事二五九

昭和二十三年六月二十一日

運輸省陸運監理局長

内閣官房次長

自動車用石油製品の適正使用方について

自動車用石油製品は、その供給が著しく不足し、その大半が輸入に
陥つ現状であるから、これが使用については、日本経済再建並びに
氏生安定上最もこう果あるよう、これを使用しなければならない。
然るに一部使用者の現状を見るに、必ずしもこの趣旨に添はず、不
要不急の面に乗用車を使用し、もつてこの貴重な石油製品の浪費し
ている方が多く、これについて再三連合軍から注意を喚起されることは
とほ甚だ遺憾である。

今後かかる不要不急な使用を極力矯正して、もつて連合軍の、この
好意ある放出目的に應えたため、今般別紙写のとおり各道路運送監
理事所を通じ、使用者に自動車用石油製品の適正使用方を厳重要
望しおきたるにつき、この際貴官廳においても、乗用自動車に石油
製品を使用する場合は、特に注意して、自願されることを御願いす
る。

なおこの旨貴管下各機関に周知方特に御配慮相煩し度。

陸賄第一四四號

昭和二十三年六月四日

運輸省陸軍監理局長

道路運送監理事務所長殿



石油製品の適正使用方について

石油製品の適正使用方については、再三再四通達をもつて、これが実行方を要望し置きたるも、未だにこれが使用方について、不要不急な使用（例えばブレーキアドライバー）にこれを使用し、或は石油製品の国内需給状況を辨えないような使用をなす者は多いのは、甚だ遺憾とする所である。斯くては連合軍の好意による石油製品の放出目的にも反する慮なしとしなぬので、斯る不要不急な使用方を絶対禁止するよう再び關係の向から嚴重遣達があつたから左記のような使用は絶対なさざるよう、これが実行方を強力に推進されたい。

記

- 一 不要不急の目的にガソリン自動車を使用すること。
イ 公務に非ざる行進及び會合（例えば労働祭における行進等）等に自動車を使用すること。
- ロ 海水浴場、温泉地その他遊覽地へ出入のためトラック、消防車等を使用すること。
- ハ 代燃機を装置する自動車で、正規の手続によらないで石油製品を使用すること。
- ニ 木油車と稱して石油製品を使用すること。
- ト その他石油製品配給要領にもとるような使用をなすこと。
- ヘ 道路運送監理事務所は、本趣旨の徹底を期するため、次の方針を講ずること。
- ヘ 本趣旨の徹底方につき責任の所在を明確にすること。
- ヘ 註近く進駐軍官憲により本趣旨の徹底の有無につき使用者を監査し、その責任の所在を追及する由につき特に注意されたい。
- ヘ 特定道路運送監理事務所は六月二日本省主催「自動車用石油製品消費指導打合會」の打合の趣旨に従い本趣旨達成方につき管内道路運

支那事務所と連絡されたし。

本道路運送監理事務所は、本通音を歎証せしむるたゞ、速報文法を速刻聽すること。

各地方の出先官公署とも十分連絡の上、本通音を徹底して行を求めてこと。

本件についての違反者は燃料登録取消、ガソリンの配給停止等、行政處分を実施すること。

本取締りについての情報は、隨時本省資材課長宛報告されたし。

本道路運送監理事務所は、本通音及び先に配布した經濟安定本部製力局長から、運輸省陸運監理局長宛の遠送の萬へ運動第三〇三號の受領の有無を必ず本省資材課長宛報告されたし。